

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成17年9月29日

2. 認定事業者名 青島リゾート株式会社

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

青島リゾート株式会社は、宮崎県宮崎市の青島地区においてリゾートホテル「青島パームビーチホテル」を運営している。

同ホテルは、半円形の建築構造様式をとっており、全客室がオーシャンビューという特徴がある。

また、リゾートホテルでありながらも客室に和室タイプをもつなど、家族・団体客にも対応できる施設をもつ一方、別棟としてオーシャンビューのチャペルを備えるなど特徴的な施設を持つホテルである。

一方、財務面では、平成8年オープン時の設備投資等により生じた借入金の負担が大きくなったことから、平成14年に経営再建計画を策定、人件費削減などの経費削減を中心としたリストラクチャリングを実施したが、過度な料金の早期割引販売により顧客単価の低下を招き、営業収益による過大な債務の返済は困難な状況となり、過剰債務問題が解決されない限り再生は不可能との判断に至った。

今般、青島リゾート株式会社は、株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」という。）の支援下で金融負債について親会社である宮崎交通株式会社を介して債権放棄及びデット・エクイティ・スワップ（債権の現物出資）を受け、併せて、宮崎県中小企業等支援ファンドによるデット・エクイティ・スワップを受ける。これにより過大な有利子負債を削減し、財務体質を強化する一方、ホテル運営に必要な修繕、日常業務の改善及びホテル管理システム導入によるリピーター確保などを行うことによって、継続的な事業の発展が可能な基盤を整備するとともに、レストラン部門の改善により収益力及び集客力の向上を図ることとする。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

生産性向上基準について

本事業再生計画の実施により、3年経過後の決算期である平成20年3月期における従業員一人当たり付加価値は、平成17年3月期に比べて10.12%向上させることを目標とする。

財務健全性向上基準について

本事業再生計画の実施により、3年経過後の決算期である平成20年3月期における有利子負債は、キャッシュフローの9.5倍とすることとしており、経常収入は経常支出を上回る（経常収支比率 110.7%）ことを目標とする。

4. 事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

中核的事業

リゾートホテルの運営

選定理由

青島リゾート株式会社は、青島地区におけるホテルの中でも中核をなす施設であり、宮崎県内における営業基盤は安定しており、今後も安定的に利用者の確保は見込まれている。

また、客室の改装、日常業務の改善、ホテル管理システム導入及びレストラン部

門の改善などの施策実施とともに、過剰債務の軽減による財務体質の改善が行われれば更なる収益力が見込まれることから、引き続きリゾートホテル運営事業を中核事業として位置づけた。

事業再構築に係る事業の内容

イ 事業の構造変更

青島リゾート株式会社は、宮崎交通株式会社を介した債権放棄及びデット・エクイティ・スワップ（債権の現物出資）を受ける。併せて、宮崎県中小企業等支援ファンドによるデット・エクイティ・スワップを受けることにより、債務超過状態に陥っている財務状況の安定を図る。

また、今般、上記債権放棄を受けるに当たり株主責任明確化のため、青島リゾート株式会社の株主においては90%の減資を行う。

ロ 事業革新

青島リゾート株式会社は、現状の問題点を補うべく、経営管理面において、「ホテル管理システム」を導入し、「イールドマネジメントの強化による宿泊単価の改善」ならびに「顧客管理の徹底による宿泊人数の増加」の相乗効果により収益力の向上に努める。

一方、営業面においては、飲食部門に「地産地消」をテーマとした新メニューを開発し、レストランに導入することにより、新たな集客を図る。

上記施策により増加する売上高収入は、平成20年3月期における全社売上高の17.0%とすることを目標とする。

(2) 事業再構築を行う場所の住所

宮崎県宮崎市青島 1-16-1

青島リゾート株式会社

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(4) 事業再構築の実施時期

事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成17年9月

終了時期：平成20年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成17年7月末時点）	105名
(2) 事業再構築の終了時期の従業員数（平成20年3月末）	105名
(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数	105名
(4) (3)中、新規に採用される従業員数	0名
(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数	0名

別表 1

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>減資前資本金 : 153.6 百万円 資本の減少 : 138.24 百万円 増加前資本金 : 15.36 百万円 増加する資本金 : 1,500 百万円 (うち資本金組入額 1,000 百万円) 増資の方法: 宮崎交通株式会社及び宮崎県中小企業等支援ファンドのデット・エクイティ・スワップによる債権の現物出資 (1,500 百万円) 増資の時期: 平成 17 年 11 月 29 日(予定)</p>	<p>法第 12 条(新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例)</p> <p>租税特別措置法第 80 条の 2(認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p>
<p>事業革新</p> <p>第 2 条第 2 項第 2 号イ</p>	<p>ホテル管理システム導入による収益管理の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『イーールドマネジメント強化による宿泊単価改善』 ・『顧客管理の徹底による宿泊人数の増加』 <p>飲食部門の新メニュー開発による集客力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードコーディネーターなどの専門家の意見を取入れ、「地産地消」をテーマとした新メニューを開発し、レストランで提供 ・レストランウェディングの改革 <p>上記施策により増加する売上高収入は、平成 20 年 3 月期における全社売上高の 17.0%とすることを目標とする。</p>	